

第 5 号議案

令 和 5 年 度

亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度亀岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

1,394,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 1,079,820
	1 後期高齢者医療保険料	1,079,820
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
4 繰入金		305,801
	1 一般会計繰入金	305,801
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		8,328
	1 延滞金、加算金及び過料	230
	2 償還金及び還付加算金	7,900
	3 市預金利子	1
	4 雑入	197
歳入合計		1,394,100

2 歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 14,052
	1 総務管理費	9,584
	2 徴収費	4,468
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,371,989
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,371,989
3 諸支出金		7,900
	1 償還金及び還付加算金	7,900
4 予備費		159
	1 予備費	159
歳出合計		1,394,100